

# 3月16日(日)は千葉県知事選挙の投票日です

# せんぎょのひかレンダーにまるしたよ!

あなたの政治に対する考えを県政に反映させる大切な選挙です。棄権せずに、自分の判断で投票しましょう。

## 投票日に投票できない人は

### ● 期日前投票

投票日当日に、冠婚葬祭や仕事、レジャーなどで投票できない人は、次の場所で期日前投票ができます。

入場券裏面の宣誓書に必要事項を記入したものを受付で渡し、投票してください。住んでいる地域にかかわらず、どの場所でも投票できます。

**場所・期間** ● 市役所…2月28日(金)～3月15日(土) ● 海上公民館、旭市保健センター、ひかた市民センター…3月10日(月)～15日(土)

### ● 不在者投票

次のいずれかに該当するとき  
は、不在者投票ができます。不在者投票は手続きに時間がかかるため、早めに選挙管理委員会に問い合わせてください。

○ 身体に重度の障がいがある人  
(身体障害者手帳や戦傷病者手帳などの交付を受け、一定

委員会では不在者投票ができます。くわしくは、市ホームページで確認してください。

## 投票済証を発行

投票したことの証明となる投票済証を発行します。投票所の係員に申し出てください。

## 選挙公報は新聞折り込みで

候補者の氏名、経歴、政見、写真などを掲載した選挙公報を新聞折り込みで配布するほか、市役所などの市の施設に備え置きます。郵送を希望する場合は連絡してください。

## 問い合わせ先

選挙管理委員会事務局(総務課 庶務行政班内)

☎ 62・5310

## 投票できる人

平成19年3月17日以前に生まれ、選挙期日まで引き続き旭市に3か月以上住んでいる人。転入した場合は、令和6年11月26日までに転入の届け出をしている人。

次に該当する人は、旭市で投票できる場合があるので、問い合わせてください。

## 投票所の入場券

2月下旬に、はがきで届きます。1枚のはがきに4人までの入場券が印刷してあるので、自分の入場券を切り離して、記載された投票所へ持参してください。紛失した場合や届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録があれば投票できるので、投票所の係員に申し出てください。

令和6年11月27日～12月1日の間に転入の届け出をした  
○ 県内のほかの市町村に転出した人で、旭市の選挙人名簿に登録されている ※市町村長が発行する「引き続き県内に住所を有することの証明書」を提示するか、県内に住所があるかの確認を受ける必要があります。

## 【別表】投票所一覧

投票区	投票所
1	イオンタウン旭おひさまテラス
2	中央小学校体育館
3	市役所
4	総合体育館
5	干潟小学校体育館
6	矢指小学校体育館
7	富浦小学校体育館
8	豊畑小学校体育館
9	共和小学校体育館
10	琴田小学校体育館
11	鶴巻小学校体育館
12	滝郷小学校体育館
13	海上公民館
14	飯岡小学校体育館
15	旭市保健センター
16	三川小学校体育館
17	萬歳地区多目的研修センター
18	ひかた市民センター
19	コミュニティセンター